# 外国人留学生(日本語日本文化研修留学生)受け入れに関わる危機管理マニュアル

#### I 大学としての確認事項

- (1) 受け入れ時
  - ①「国民健康保険」への加入を義務付ける。
  - ②「学生教育研究災害傷害保険」への加入を義務付ける。
  - ③「学研災付帯賠償責任保険」への加入を勧める。
  - ④「留学生用海外旅行傷害保険」への加入を勧める。
  - ⑤ 体調が悪くなった場合に備え、保健室の場所を伝える。
  - ⑥ 入学時、来学時の既往症を申請させる。
  - ⑦ 緊急時の連絡先について、文書で周知する。

## (2) 平常時

- ①指導教員は、定期的に面談し、その際下記内容を把握する。
  - A. 出席状況
  - B. 体調、精神的な面での安定、健康状況、交友関係など。
- ②生活習慣、宗教などに関係する問題発生時の相談窓口、カウンセリング(精神面におけるケア・サポート)体制(指導教員から学生相談室へ連絡)を明確にして説明しておく。
- ③人間関係、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、学業・進路、 学費、経済的問題等が発生した場合についての対応体制(国際交流室から学生相談室へ 連絡)を説明しておく。言葉の壁がないよう対応方法も考えておく。
- ④最悪の事態を想定した対応策を考えておく。 なお、病気、事故などによる入院を想定し、危険な手術を受けなければならない場合や

なお、病気、事故などによる入院を想定し、危険な手術を受けなければならない場合や 難病の場合など対策は別途定める。

#### (3) 危機発生時

本学の外国人留学生等に危機が発生した場合の対応及び情報収集・連絡は、関係機関等の協力を得て、原則として別表1に基づき行う。

危機発生時の連絡窓口の徹底を図る。特に休日の連絡窓口(守衛から国際交流室担当者) は明確にしておく。

ここでいう危機とは、自然災害(地震、台風など)、犯罪(被害、加害)、車両事故・ 火災事故、健康・衛生(難病、SARSを含む)、異文化適応、その他(人間関係、ハラス メント、学業、進路、学費などに関する問題)である。

### Ⅱ 学生への注意喚起事項

- (1) 自然災害に関する事項
  - 1) 地震対策のための説明事項
  - ①日頃から、携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水を常備すること。
  - ②災害時の避難場所などを確認すること。
  - ③ 家具の転倒防止等の対策をすること。
  - ④ 大きな揺れを感じた場合、あわてず、クッションなどで頭を保護しながら、落ち着いて 行動(避難)すること。
  - ⑤ 地震が発生したら、ガス器具の元栓を閉め、電気器具のソケットを抜いて避難すること。
  - ⑥ 地震が起こった時には、津波の恐れがあるので、警報に注意し、適切な行動をとること。
  - 2) 台風や水害に備えるための説明事項
  - ①日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水の常備と避難場所などをチェックし、確認して おくこと。
  - ②台風や大雨の際、テレビ、ラジオなどの気象情報をチェックし、注意をはらうこと。
  - ③台風や大雨の時には川、海には近づかないこと。また、むやみに出歩かないこと。

#### (2) 犯罪対策に関する事項

我が国の法律を遵守し、また、被害に遭った時の下記の基本的な対応法を周知する。

- ① 被害に遭った時は、警察(110)、救急(119)へ連絡し、国際交流室担当者へ必ず連絡を入れること。
- ② 被害に遭った時の警察、病院との対応の場面などで困ったことがある場合は、国際交流 室担当者に支援を求めること。

#### (3) 交通事故・火災事故防止に関する事項

- ① 自動車や単車に乗る場合は、必ず任意保険に入ること。
- ② 事故発生時には、警察、救急への連絡と、国際交流室担当者への連絡を忘れないこと。
- ③ 事故発生時に困ったことが生じた場合、国際交流室担当者に支援を求めること。
- ④ 火災事故の発生に備えて、「留学生住宅総合補償」などの火災保険に加入をすること。
- ⑤ 火災発生に備えて、宿舎の消火器の設置場所、避難経路、非常口などを入居時に必ず確認すること。
- ⑥ 宿舎に備え付けてある消火器の扱い方を必ず確認すること。

### (4) 健康・衛生面に関する事項

- ① 定期健康診断を必ず受診すること。
- ② 長期の病休となる場合、指導教員と国際交流室担当者に必ず知らせること。
- ③ 重篤な病気や難病指定を受け、留学の継続が困難と判断される場合は、受入れ担当部局長の判断によって、母国へ帰国させる可能性もある。

### 附則

この改正は平成29年9月19日から施行する。

